

原子力事業者防災業務計画修正届出書

原子力規制委員会 殿

25 原機（峠）127
平成25年12月20日

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松4番地49

氏名 独立行政法人日本原子力研

理事長 松浦 祥次郎

(担当者：

所 属：人形峠環境技術センター 安全管理課長
電 話：0868-44-2211(代表))

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質の使用の許可 昭和42年10月2日 加工の事業の許可 昭和60年10月18日
原子力事業者防災計画修正年月日	平成25年12月20日
協議した都道府県知事及び市町村長	岡山県知事 伊原木 隆太 殿 鏡野町長 山崎 親男 殿 鳥取県知事 平井 伸治 殿 三朝町長 吉田 秀光 殿
予定される要旨の公表の方法	・ 報道機関への公表 ・ インターネットでの公開

人形峠環境技術センター
原子力事業者防災業務計画

平成25年12月

独立行政法人日本原子力研究開発機構

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	5
1. 原子力災害予防対策の実施	5
2. 緊急事態応急対策等の実施	5
3. 原子力災害事後対策の実施	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	6
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	6
第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 原子力防災体制の整備	7
1. 原子力防災体制の区分	7
2. 原子力防災組織	8
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	8
第2節 原子力災害対策組織の運営	10
1. 原子力防災体制の発令及び解除	10
2. 権限の行使	11
3. 原子力防災体制発令後の原子力防災要員等の非常招集	12
4. 事業所内における通報連絡体制	12
5. 関係機関への通報連絡経路	12
第3節 放射線測定設備、気象観測設備及び原子力防災資機材の整備 ...	12
1. 放射線測定設備の整備	12
2. 気象観測設備の整備	13
3. 原子力防災資機材の整備	13
1. 上齋原オフサイトセンター等に備え付ける資料	14
2. 現地対策本部に備え付ける資料	14
第5節 原子力防災教育の実施	14
第6節 原子力防災訓練の実施	15
1. 事業所における訓練	15
2. 訓練結果の報告等	15
3. 国又は地方公共団体が主催する訓練	15
第7節 関係機関との連携	15
1. 国との連携	15
2. 地方公共団体との連携	16
3. 防災関係機関等との連携	16
第8節 周辺住民に対する平常時の普及・啓発活動	17

第3章 緊急事態応急対策等の実施	17
第1節 通報、連絡	17
1. 通報の実施	17
2. 原子力防災体制発令時の対応	18
3. 情報の収集と提供	18
第2節 事業所内における応急措置の実施	19
1. 応急措置の実施計画	19
2. 応急措置の実施及び報告	19
3. 避難指示と構内規制	20
4. 放射線量等の測定と通報	20
5. 救護活動	21
6. 消火活動	21
7. 汚染拡大の防止	22
8. 線量評価	22
9. 広報活動	22
10. 応急復旧	22
11. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	22
12. 資機材の調達及び輸送	23
第3節 事業所外運搬における応急措置	23
第4節 原子力緊急事態宣言発出後の対応	24
1. 原子力災害対策本部等への報告	24
2. 応急措置の継続実施	24
3. 通話制限	24
4. 事業所外運搬事故における対策	24
5. 原子力防災要員等の派遣等	24
第4章 原子力災害事後対策の実施	25
第1節 緊急事態応急対策等の報告	25
第2節 復旧対策	26
1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施	26
2. 復旧状況の報告	26
3. 被災者の相談窓口の設置	26
4. 原因究明と再発防止対策の実施	26
5. 原子力防災体制の解除	26
第3節 原子力防災要員等の派遣等	27
第5章 その他	27
第1節 他の原子力事業所への協力	27

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「事業所」という。）での核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の核燃料物質等の取扱いにおける原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

1. 原子力災害

原子力緊急事態により周辺公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 特定事象

原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。別表1に該当する事象を示す。

3. 原子力緊急事態

事業所での核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。別表2に該当する事象を示す。

4. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

5. 応急措置

事業所において、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。

6. 原子力緊急事態宣言

原災法第 15 条第 2 項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

7. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第 15 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

8. 緊急事態応急対策

原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から、同法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害事後対策

原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力事業者

原災法第 2 条第 3 号の規定による「原子力事業者」をいう。

11. 原子力事業所

原災法第 2 条第 4 号の規定による原子力事業所をいう。

12. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含

む。)をいう。

13. 原子力防災管理者

事業所においてその事業の実施を統括管理する者で、原災法第9条に定める原子力防災組織を統括管理する者をいう。

14. 副原子力防災管理者

事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行できる管理的又は監督的地位にある者で、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する者をいう。

15. 安全統括部長

機構本部において、安全管理及び危機管理業務の遂行並びに事故対策業務の支援活動を統括管理する者をいう。

16. 理事長

機構の代表者であつて、業務を総理する者をいう。

17. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

18. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

19. 指定公共機関

災対法第2条第5号に規定する機関をいう。

20. 関係都道府県

事業所が所在する岡山県及び事業所が隣接する鳥取県をいう。

21. 関係市町村

事業所が所在する鏡野町及び事業所が隣接する三朝町をいう。

22. 現地対策本部

原子力災害が発生した場合、事業所に設置される組織。原子力防災管理者を本部長として、災害対策等の指揮、情報の収集と提供等を行う。

23. 機構対策本部

事業所の原子力防災管理者から原子力防災体制発令の報告を受けた場合に機構本部に設置する組織。機構対策本部長は、第1次原子力防災体制においては安全統括部長とし、第2次原子力防災体制においては理事長となる。

24. 原子力防災訓練

原災法等に基づき、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、実施する総合訓練。

25. 警戒事態

特定事象に至る可能性がある事故・故障等として、原子力災害対策指針（原子力規制委員会）で定める事態をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期することが第一である。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練等を実施する。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定事象又は原子力緊急事態（以下「特定事象等」という。）発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達及び応急措置を行うとともに、関係機関への原子力防災要員その他原子力災害対策を担当する要員（以下「原子力防災要員等」という。）の派遣等を行う。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、復旧計画の策定、復旧対策の実施及び原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員等の派遣等を行う。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画は、原災法、原子炉等規制法、災対法その他の原子力災害防止に関する法律の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

さらに、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員等は、この計画に基づき、適切に原子力災害対策活動を行うものとする。

事業所の職員、嘱託（非常勤を除く）、常勤職員等の機構と雇用関係にある者（以下、「従業員」という。）及び年間請負契約等に基づき常時事業所に立ち入る者は、事業所の原子力災害対策活動を行う場合は、この計画を遵守するとともに安全を全てに優先させて原子力災害対策活動を行わなければならない。また、年間請負契約等に基づき事業所に常時立ち入る者に対しては、契約の締結にあたって、この計画を遵守させる措置を講じなければならない。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官に報告するとともに岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に報告する。

なお、この計画を修正する場合は次の手順を踏む。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、災対法第2条第10号に規定する地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官及び地元地方公共団体等関係機関の指導及び助言を受けるものとする。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事と協議する。この際、修正しようとする日を明らかにしたうえで、修正しようとする60日前までに計画の案を提出して行う。

3. 理事長は、この計画を修正したときは、速やかに様式 1 に定めるところにより内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

第 2 章 原子力災害予防対策の実施

第 1 節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の状況に応じて原子力防災体制を区分する。

表 原子力防災体制の区分

原子力災害の状況	原子力防災体制の区分
別表 1 の事象（特定事象）が発生し、原子力防災管理者が原災法第 10 条に基づく通報を行ったときから、別表 2 の状態となり、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し、第 1 次原子力防災体制を取る必要がなくなったときまでの間	第 1 次原子力防災体制
別表 2 の状態（原子力緊急事態）となり、その旨を関係各所に報告するとき、あるいは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第 2 次原子力防災体制

注) 原災法第 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により原子力防災体制を継続することができる。

2. 原子力防災組織

- (1) 原子力防災管理者は、事業所に別図 1 及び別図 2 の原子力防災組織を設置する。
- (2) 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。また、原子力防災要員は、事業所における原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他原子力災害の発生及び拡大を防止するために必要な業務を行う。
- (4) 理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を、選任又は解任した場合、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に 7 日以内に様式 3 の届出書により届け出る。
- (5) 理事長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に様式 2 の届出書により、原子力防災要員を置いた日又は変更した日から 7 日以内に届け出る。
- (6) 原子力防災管理者は、原子力防災要員等の内、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「上齋原オフサイトセンター」という。）に設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が設置される前は、現地事故対策連絡会議と読み替える。以下同じ。）等への派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - c. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

- (1) 原子力防災管理者の職務
 - ① 原子力防災管理者は所長とし、原子力防災組織を統括管理する。
 - ② 原子力防災管理者は、特定事象等が発生した場合、直ちに別図 4 に示す箇所へ通報する。

- ③ 原子力防災管理者は、特定事象等が発生した場合、直ちに原子力防災要員等に、原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置、又は緊急事態応急対策を行わせる。
 - ④ 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材(以下、「原子力防災資機材」という。)を備え付け、随時、保守点検する。
 - ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。
 - ⑥ 原子力防災管理者は、平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めることにより、原子力災害の未然防止策を講じ、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施の際にこれらの情報を活用する。
 - ⑦ 原子力防災管理者は、発生したそれぞれの事態に係る対策の手順をあらかじめ定めておき、原子力防災体制の発令により、発生が予測されるあらゆる事態に対応できるようにする。
 - ⑧ 原子力防災管理者は、原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を遂行できない場合は、その職務を代理する者を定めておくものとする。代理する者の順位は別図 9 のとおりとする。
 - ⑨ なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、原子力防災組織内各対応班の実施した活動結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。
- (2) 副原子力防災管理者の職務
- ① 副原子力防災管理者(以下「副防災管理者」という。)は管理的又は監督的地位にある者で、原子力防災管理者が選任するものとし、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
 - ② 副防災管理者は原子力防災管理者が事業所内にいないときは、原子力防災組織を統括しなければならない。

第2節 原子力災害対策組織の運営

1. 原子力防災体制の発令及び解除

(1) 原子力防災体制の発令

① 事業所

原子力防災管理者は、事業所内又は事業所外運搬時に特定事象が発生した場合若しくは原子力緊急事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに原子力防災体制を発令する。原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに安全統括部長に報告する。

② 機構本部

安全統括部長は、原子力防災管理者から事業所における原子力防災体制発令の報告を受けたときは、直ちに理事長に報告し、理事長は機構本部における原子力防災体制を発令する。この際、事業所において発令した原子力防災体制の区分を機構本部においても適用する。

(2) 現地対策本部の設置

① 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに事業所に、別図1及び別図2に示す原子力防災組織の原子力防災要員等で構成する現地対策本部を設置する。

② 原子力防災管理者は、現地対策本部長（以下、現地対策本部が設置された場合は、原子力防災管理者を現地対策本部長と読み替える）としてその職務を遂行する。

(3) 機構対策本部の設置

機構本部においては、安全統括部長（第2次原子力防災体制の場合は理事長）が機構対策本部を設置する。機構対策本部長は、第1次原子力防災体制においては安全統括部長とし、第2次原子力防災体制においては理事長とする。

(4) 原子力防災体制の解除

① 事業所

現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、原子力災害合同対策協議会等と協議し原子力防災体制を解除する。

a. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発出され、その後、原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

- b. 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

なお、現地対策本部長は、事業所の原子力防災体制を解除した場合は、機構対策本部長に報告するとともに、現地対策本部を解散することができる。

② 機構本部

機構対策本部長は、原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、機構本部における原子力防災体制を解除する。

機構対策本部長は、原子力防災体制を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、機構対策本部を解散することができる。

2. 権限の行使

(1) 事業所の原子力災害対策活動

- ① 原子力防災体制が発令された場合は、事業所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部のもとで行う。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災体制が発令された場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して積極的に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後、速やかに所定の手続きをとるものとする。
- ③ 原子力防災要員等は、現地対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

(2) 本部の原子力災害対策活動

- ① 原子力防災体制が発令された場合は、本部の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、機構対策本部のもとで行う。
- ② 機構対策本部の要員は、機構対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

3. 原子力防災体制発令後の原子力防災要員等の非常招集

(1) 原子力防災要員等の非常招集

原子力防災管理者は、原子力防災体制発令後直ちに、別図2に定める原子力防災組織の原子力防災要員等を非常招集する。また、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及び事業所内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。

(2) 機構対策本部要員の非常招集

安全統括部長は、原子力防災体制発令後直ちに機構対策本部要員を非常招集する。

4. 事業所内における通報連絡体制

事業所内で特定事象等が発生した場合の通報連絡体制は、別図3のとおりとし、夜間、休日等においても対応できる体制をあらかじめ整備する。

5. 関係機関への通報連絡経路

特定事象等の発生、原子力防災体制発令及び解除等の関係機関への通報連絡経路は別図4のとおりとし、夜間、休日等においても対応できる体制をあらかじめ整備する。また、事業所外運搬時において特定事象等が発生した場合の通報連絡経路は別図5のとおりとする。

第3節 放射線測定設備、気象観測設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の整備

(1) 放射線測定設備の整備に関する措置

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、事業所敷地境界付近におけるガンマ線を測定する放射線測定設備に関して、次に掲げる措置を講じる。

- ① 放射線測定設備は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションとし、別図6のとおり3式設置する。
- ② 放射線測定設備は、その検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。

③ 放射線測定設備を設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。

④ 放射線測定設備は、毎年 1 回以上定期的にその較正を行なう。

⑤ 放射線測定設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

(2) 放射線測定設備の記録に関する措置

理事長は、放射線測定設備により測定した放射線量を記録し、1 年間保存する。また、放射線測定設備により測定した放射線量を、機構ホームページにより公表する。

(3) 放射線測定設備を設置又は変更した場合の措置

理事長は、放射線測定設備を新たに設置又は変更したときは、次に掲げる措置を講じる。

① 放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に 7 日以内に様式 4 に定める届出書により届け出る。

② 放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第 11 条第 5 項の検査を受けるため①の現況届と併せて、事業所の名称及び住所、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。

2. 気象観測設備の整備

原子力防災管理者は、別図 6 に示す気象観測設備を整備するとともに、次に掲げる措置を講じる。

(1) 気象観測設備は、毎年 1 回以上点検を行う。

(2) 気象観測設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

(3) 気象観測設備により測定した記録は、1 年間保存する。また、測定した風向・風速等は、機構ホームページにより公表する。

3. 原子力防災資機材の整備

(1) 原子力防災管理者は、別表 3 に定める原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講じる。

① 必要な数量の原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検

を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

- ② 不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充するなど常に必要数量を確保する。

- (2) 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に 7 日以内に様式 5 に定める届出書により届け出る。また、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの状況を翌月 7 日までに同様の届出書により届け出る。

第 4 節 原子力災害対策で使用する資料の整備

1. 上齋原オフサイトセンター等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、別表 4 に定める資料を内閣総理大臣に提出するとともに、上齋原オフサイトセンター（事業者ブース）及び原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）（事業者ブース）に備え付ける。これらの資料については、定期的に見直しを行うとともに、内容に変更があった場合、その都度提出する。

2. 現地対策本部に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表 4 に定める資料を、現地対策本部に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第 5 節 原子力防災教育の実施

原子力防災管理者は、毎年、事業年度始めに、年間防災教育の実施計画を定め、従業員及び年間請負契約等に基づき常時事業所に立ち入る者に対し、原子力災害に対する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 6 に掲げる項目のうち、必要な教育を定期的に行う。

また、原子力防災教育実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第6節 原子力防災訓練の実施

原子力防災管理者は、毎年、事業年度始めに年間防災訓練の実施計画を定め、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、別表7に掲げる訓練を実施する。

なお、防災訓練の実施にあたり、訓練計画について、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

1. 事業所における訓練

原子力防災管理者は、毎年、原子力防災要員等及び現地対策本部の必要な要員を対象に、原災法第28条第1項及び災対法第48条第1項の規定に基づき、原子力災害を想定した総合防災訓練を実施する。その際には、現場における判断力の向上に資するなど実践的な内容とする。また、訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じてこの計画の見直しを行う。

なお、この訓練は、原子炉等規制法に基づく事業所の保安規定に定める総合訓練と兼ねて実施することができる。

2. 訓練結果の報告等

原子力防災管理者は、前述1に記載した訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式9によって原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表するものとする。

3. 国又は地方公共団体が主催する訓練

国又は地方公共団体が主催して原子力防災訓練を実施するとき、原子力防災要員等は、当該訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて上齋原オフサイトセンター等への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第7節 関係機関との連携

1. 国との連携

(1) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及びその他関係省庁とは平常時か

ら協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図るものとする。

- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査について協力を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子炉等規制法第64条第3項に基づく命令があった場合、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の提供及び収集等相互連携を図るものとする。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図るものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催される場合は、これに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 原子力防災管理者は、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事から原災法に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査について協力を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、地元防災関係機関等（津山圏域消防組合消防本部、津山警察署、津山労働基準監督署及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。なお、原子力災害時には、これらの機関と別図4又は別図5の通報連絡経路により密接な連携をとる。

第8節 周辺住民に対する平常時の普及・啓発活動

原子力防災管理者は、平常時より、事業所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について普及・啓発活動を実施する。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報、連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、特定事象等の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式6-1に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに別図4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、主要な機関等に対しては、その着信を電話にて確認する。(ただし、別表1に定める事象のうち、事業所が輸送物の安全について責任を負う事業所外運搬の場合にあつては、様式6-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに別図5に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、主要な機関等に対しては、その着信を電話にて確認する。)

なお、通報を行った場合はその内容を記録として保存する。

- (2) 原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長等の事故対策規則で定める通報先に、所定の通報様式を用いてファクシミリ装置で一斉に送信するとともに、主要な機関等に対しては、その着信を電話にて確認する。
- (3) 上記による通報ができない場合における通報は、様式6-1、様式6-2、事故対策規則で定める通報様式に掲げる事項について行うものとする。また、通報の方法は可能な限り早く通報内容が到達する手段を用いることとする。

2. 原子力防災体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「原子力防災体制の区分」及び第2章第2節1.(1)「原子力防災体制の発令」に基づき、直ちに第1次原子力防災体制を発令する。また、原子力緊急事態に至ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、直ちに第2次原子力防災体制を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに別図4に定められた通報先及び安全統括部長に通報する。
- (3) 安全統括部長は、事業所から第1次原子力防災体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「原子力防災体制の区分」及び第2章第2節1.(1)「原子力防災体制の発令」に基づき、本部に第1次原子力防災体制を発令する。また、第2次原子力防災体制の発令を受けたときは、理事長に対して事業所の第2次原子力防災体制発令を報告する。この報告を受けた理事長は本部における第2次原子力防災体制を発令するとともに、機構対策本部長の職務を安全統括部長から引き継ぐ。なお、事象の進展によっては、第1次原子力防災体制を発令せず、直接第2次原子力防災体制を発令する場合もある。
- (4) 原子力防災管理者及び安全統括部長（第2次原子力防災体制の場合は理事長）は、原子力防災体制発令後、原子力防災要員等及び機構対策本部の要員を非常招集し、事業所及び本部に対策本部が設置された後は、原子力防災管理者及び安全統括部長（第2次原子力防災体制の場合は理事長）がそれぞれの対策本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。
 - a. 事故の発生時刻及び場所
 - b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - d. 事業所周辺における放射線、放射性物質及びフッ素の測定結果
 - e. 放出放射性物質等の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況

- f. 気象状況
 - g. 収束の見通し
 - h. その他必要と認める事項
- (2) 現地対策本部長は、上記収集内容を、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長、その他別図4に定められた通報先及び安全統括部長（第2次原子力防災体制の場合は理事長）に、様式7－1又は様式7－2を用いて、速やか且つ定期的に提供することとし、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関と情報の共有化を図り、原子力災害対策活動に支障の生ずることがないように調整する。原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害合同対策協議会に連絡する。
- (3) 現地対策本部長は、応急措置又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会の場を活用して相互に密接な情報交換を行う。

第2節 事業所内における応急措置の実施

1. 応急措置の実施計画

原子力防災管理者は、応急措置の実施に当たり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

2. 応急措置の実施及び報告

現地対策本部長は、本節の各項に掲げる事業所内における応急措置を直ちに実施し、その実施状況及び現地対策本部の状況、被害の状況等の概要を、様式8－1又は様式8－2に定める報告様式に記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長及びその他別図4に定められた通報先に報告する。

3. 避難指示と構内規制

(1) 避難指示

現地対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、発生施設内の者を別図7に示す屋外集合場所、又は屋内退避場所に避難させる等、必要な事項を指示するとともに、事業所内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「事業所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示する。また、現地対策本部長は、事業所避難者の避難誘導を行なう者（以下「避難誘導員」という。）を配置し、その業務にあたらせる。なお、原子力災害対策活動に従事する者に対しては、必要な事項を指示する。

(2) 避難の周知

現地対策本部長は、事業所避難者に対して構内放送等により避難及び避難の際の防護措置を周知させる。この際、来訪者に対しては、バス等による輸送又は避難誘導員による誘導案内等を行い、避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 構内規制

現地対策本部長は、原子力防災体制発令中においては、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両の事業所内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

4. 放射線量等の測定と通報

(1) 放射線量等の測定と通報

現地対策本部長は、事業所内及び事業所周辺の放射線、放射性物質及びフッ素の測定を行い、放射性物質等が外部に放出された場合は放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。この結果、現地対策本部長は事業所外の公衆に対して屋内避難あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合は、直ちにその旨を岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長、原子力防災専門官及びその他関係する地方公共団体に通報する。

(2) 二次災害の防止

現地対策本部長は、防災関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を実施する。

5. 救護活動

(1) 救難、救助

現地対策本部長は、負傷者若しくは放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）が発生した場合、可能な限り負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 応急処置及び除染等の措置

現地対策本部長は、負傷者等を別図 8 に定める事業所内の応急処置施設に搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じた後、医療機関へ搬送する。

(3) 二次災害防止に関する措置

現地対策本部長は、救急隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の情報を随時、消防機関及び医療機関に連絡する。また、救急隊到着時に必要な情報を伝達する。

(4) 医療機関への搬送に関する措置

現地対策本部長は、放射性物質により汚染した負傷者等を医療機関に搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

6. 消火活動

現地対策本部長は、火災が発生した場合、第 1 発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要等の情報を随時、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

消防隊到着後、消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防隊と協力して迅速に消火活動を行う。

7. 汚染拡大の防止

現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ構内放送等を行い、事業所入構者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

8. 線量評価

現地対策本部長は、必要に応じて事業所避難者及び原子力防災要員等の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

9. 広報活動

現地対策本部長は、原子力防災体制を発令したときは、上齋原オフサイトセンターで行われるプレス発表に協力する。なお、必要があれば別の場所で行うこととする。

現地対策本部長は、地方公共団体が住民広報を行う場合、施設の状況等の必要な情報を提供するように協力する。

10. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備及び点検

現地対策本部長は、中央操作室等の計器等での監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、事業所諸施設及び設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

(2) 応急の復旧対策

現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

11. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

現地対策本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討し、実施する。

- (1) 主要運転データにより核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の運転状態を把握し、施設の健全性を把握する。
- (2) 事故に対する安全機能等の健全性を把握し、事故の拡大の可能性の予測を行うとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 事故により誘発されるその他の事故、放射性物質の漏えいや汚染の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- (6) その他の施設については、当該施設の保安維持を行う。
- (7) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

12. 資機材の調達及び輸送

現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、事業所において十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

第3節 事業所外運搬における応急措置

現地対策本部長は、事業所外運搬において特定事象等が発生したときは、直ちに原子力防災体制を発令するとともに、発災現場へ必要な要員を派遣し、最寄りの消防機関、警察機関等と協力して、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。

- (1) 負傷者等の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者及び付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施（放射線量率、放射性物質濃度、フッ素濃度等）
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去

- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

第4節 原子力緊急事態宣言発出後の対応

1. 原子力災害対策本部等への報告

現地対策本部長は、原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会等との連絡を密にするため、別図4に定める経路により報告及び情報伝達を行う。

2. 応急措置の継続実施

現地対策本部長は、この計画第3章第2節「事業所内における応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

3. 通話制限

現地対策本部長及び機構対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

4. 事業所外運搬事故における対策

現地対策本部長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、事業所における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 原子力防災要員等の派遣等

現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長及びその他関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確且つ円滑に行われるようにするため、別表5(1)(2)(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等へ参画するとともに、下記のような業務等を行う。また、その

業務内容及び派遣先で得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長に報告する。

現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を事業所内関係者に周知し、必要な措置を講じるとともに、機構内の他事業所又は他の原子力事業者等の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。これを受けて機構対策本部長は他事業所又は他の原子力事業者等に要請する。

- (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急措置の報告
- (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加
- (3) 広報、住民相談窓口への協力
- (4) スクリーニングを主体とした初期被ばく医療への協力

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 緊急事態応急対策等の報告

原子力防災管理者は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要及び原子力災害対策事後対策の方針を、原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に報告する。（事業所外運搬に係る事象発生の場合にあっては、運搬物を所掌する内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び関係機関に報告する。）

第2節 復旧対策

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 施設の除染の実施
- (3) 施設損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 施設からの放射線の遮へい
- (6) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 復旧状況の報告

原子力防災管理者は、復旧状況をまとめた報告書を原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に提出する。

3. 被災者の相談窓口の設置

原子力防災管理者は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

5. 原子力防災体制の解除

原子力防災管理者は、この計画第2章第2節1.(4)「原子力防災体制の解除」に基づき原子力防災体制を解除した場合は、その旨を別図4に定める連絡経路により報告する。

第3節 原子力防災要員等の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長及びその他関係機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、この計画第3章第4節第5項「原子力防災要員等の派遣等」と同様に、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、事業所以外の原子力事業所で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、機構対策本部長、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他関係機関からの要請に応じて、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、この計画第3章第4節第5項「原子力防災要員等の派遣等」と同様に、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

なお、原子力防災資機材等の輸送は、事業所の車両を用いる。

人形峠環境技術センター

原子力事業者防災業務計画
別冊

平成25年12月

独立行政法人日本原子力研究開発機構

I 資料集

- 別表 1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準
- 別表 2 原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 3 原子力防災資機材
- 別表 4 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表 5 (1) 応急措置における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 5 (2) 原子力緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 5 (3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 6 原子力防災教育の内容
- 別表 7 原子力防災訓練

II 図表集

- 別図 1 機構原子力防災組織（発生元が事業所の場合）
- 別図 2 組織名称と原子力防災要員の職務等
- 別図 3 事業所内通報連絡体制
- 別図 4 関係機関への通報連絡経路
- 別図 5 関係機関への通報連絡経路（事業所外運搬時）
- 別図 6 事業所敷地内の放射線測定設備及び気象観測設備
- 別図 7 事業所敷地内の屋外集合場所・屋内退避場所
- 別図 8 事業所内の応急処置施設
- 別図 9 原子力防災管理者の代行順位

III 様式集

- 様式 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 様式 2 原子力防災要員現況届出書
- 様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 様式 4 放射線測定設備現況届出書
- 様式 5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式 6－1 特定事象発生通報（第 報）
- 様式 6－2 特定事象発生通報（第 報）（事業所外運搬）
- 様式 7－1 異常事態連絡様式（第 報）
- 様式 7－2 異常事態連絡様式（第 報）（事業所外運搬）
- 様式 8－1 応急措置の概要報告
- 様式 8－2 応急措置の概要報告（事業所外運搬）
- 様式 9 防災訓練実施結果報告書

IV 参考資料

- 原子力災害対策重点区域
- 原災法に係る対象施設

別表 1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

事象	通報基準	備考
①放射線測定設備での検出	(1) $5 \mu\text{Sv/h}$ (γ 線) (2) $5 \mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、1 地点で $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上 (γ 線) が 10 分間以上継続、または 2 地点以上で $1 \mu\text{Sv/h}$ (γ 線) の場合には、中性子線との合計で $5 \mu\text{Sv/h}$	落雷の影響を除く
②排気中放射能濃度	周辺監視区域境界付近で $50 \mu\text{Sv}$ 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇	
③管理区域外での検出 (火災・爆発等)	(1) $50 \mu\text{Sv/h}$ が 10 分間継続 (2) 公衆の被曝限度相当濃度の 50 倍 (3) 測定が困難で (1) 又は (2) の可能性がある と判断した場合	(2) $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当
④運搬 (事業所外)	(1) 容器 1m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ (2) 放射性物質の漏洩又は相当する状況	
⑤臨界	(1) 臨界状態の発生 (2) 臨界のおそれがある場合	

* 放射線測定設備で $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の γ 線量率を検出した場合、可搬型測定器で中性子線の測定を行う。

別表 2 原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準

事象	通報基準	備考
①放射線測定設備での検出	(1) 2 地点以上で $5 \mu\text{Sv/h}$ (γ 線) (2) 1 地点で $5 \mu\text{Sv/h}$ (γ 線) が 10 分以上継続	落雷の影響を除く
②排気中放射能濃度	周辺監視区域境界付近で 5mSv 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇	
③管理区域外での検出 (火災・爆発等)	(1) 5mSv/h (2) 公衆の被曝限度相当濃度の 5000 倍 (3) 測定が困難で (1) 又は (2) の可能性がある と判断した場合	(2) $500 \mu\text{Sv/h}$ 相当
④運搬 (事業所外)	(1) 容器 1m 離れた地点で 10mSv/h (2) 放射性物質の漏洩又は相当する状況	
⑤臨界	(1) 臨界状態	

* 放射線測定設備で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の γ 線量率を検出した場合、可搬型測定器で中性子線の測定を行う。

* 別表 1 又は別表 2 の基準に満たない事象における通報は、別途定めるところによる。

別表3 原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検頻度	保管場所
放射線障害防護用具	汚染防護服	アノラックスーツ又はタイベックスーツ	40 組	1 回／年	・ 原型プラント ・ 濃縮工学施設 ・ 製錬転換施設 ・ 車庫
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	空気呼吸器	9 個		・ 原型プラント ・ 濃縮工学施設 ・ 製錬転換施設
	フィルター付防護マスク	全面マスク又は半面マスク	40 個		・ 原型プラント ・ 濃縮工学施設 ・ 製錬転換施設 ・ 総合管理棟
非常用通信機器	緊急時電話回線	緊急時電話回線	2 回線	1 回／年	・ 総合管理棟
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	2 台		・ 総合管理棟
	携帯電話等	携帯電話	7 台		・ 総合管理棟
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気モニタ	12 台	1 回／年	・ 原型プラント ・ 濃縮工学施設 ・ 製錬転換施設 ・ 廃棄物焼却施設
	ガンマ線測定用サーベイメータ	ガンマ線サーベイメータ	6 台		・ 原型プラント ・ 濃縮工学施設 ・ 製錬転換施設
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線サーベイメータ	2 台		・ 総合管理棟
	空間放射線積算線量計	熱ルミネセンス線量計素子	40 個		・ 総合管理棟
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ	6 台		・ 原型プラント ・ 濃縮工学施設 ・ 車庫
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4 台		・ 原型プラント ・ 濃縮工学施設 ・ 総合管理棟
		測定器	1 台		・ 総合管理棟
	放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2 台※		・ 総合管理棟
		測定器	1 台		・ 総合管理棟
	個人用外部被ばく線量測定器	TLD バッチ	40 台		・ 総合管理棟

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検頻度	保管場所
	その他	エリアモニタリング設備	一台		
		モニタリングカー	1 台		・ 車庫
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	400 錠	1 回／年	・ 総合管理棟
	担架	担架	4 台		・ 原型プラント ・ 濃縮工学施設 ・ 製錬転換施設
	除染用具	身体除染キット	1 式		・ 製錬転換施設
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	救急車	1 台	道路交通法に基づく点検頻度	・ 車庫
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	消防車	1 式		・ 車庫

※ 可搬式ダスト測定関連機器のサンプルと共用

別表 4 原子力災害対策活動で使用する資料

	資 料 名	○ F C	ERC (事業者ブース)	現地対策本部	機構対策本部
1 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力事業者防災業務計画 ※	○	○	○	○
	(2) 核燃料物質加工施設保安規定 ※	○	○	○	○
	(3) 核燃料物質使用施設保安規定 ※	○	○	○	○
	(4) 事故対策規程			○	
	(5) 事故対策規則			○	
	(6) 防火管理規則			○	
2 放射能影響推定に関する資料	(1) 核燃料物質加工事業許可申請書 (完本) ※	○	○	○	○
	(2) 核燃料物質の使用の許可申請書 (完本) ※	○	○	○	○
	(3) 人形峠周辺環境の監視測定結果	○	○	○	○
	(4) 施設の配置図 ※	○	○	○	○

※ 原災法 12 条第 4 項に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設に設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

別表 5 (1) 応急措置における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	要員	貸与する 主な資機材等	数量	実施する主な業務
1. 原子力規制庁緊急時 対応センター（E R C）	2 名	・携帯電話	1 台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達
2. 上齋原オフサイトセ ンター（プラント班、 広報班等）	5 名	・携帯電話	2 台	・ 上齋原オフサイトセンタ ーに関する業務 ・ 報道機関への情報提供 ・ 周辺住民に対する広報
3. 上齋原オフサイトセ ンター（環境モニタリ ング、汚染検査、汚染 除去等）	3 名	・ γ 線サーベイメータ	1 台	・ 環境放射線モニタリング ・ スクリーニングの実施 ・ 住民等からの依頼による物 品又は家屋等の放射性物質 による汚染の測定 ・ 放射性物質による汚染が確 認されたものの除去
		・ 表面汚染密度測定用 サーベイメータ	1 台	
		・ 身体除染キット	1 式	
4. 関係自治体災害対策 本部 （岡山県、鳥取県、 鏡野町、三朝町）	4 名 （各 1 名）	・ 携帯電話 ・ 設備関係資料	4 台 1 式	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達 ・ 技術的事項他の支援
5. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は、別に定める「輸送事故対策規則」による。			
6. 他の原子力事業所で 発生した原子力災害 への協力※	2 名	・ 携帯電話 ・ 防護資機材	1 台 1 式	・ 機構内への情報提供 ・ 汚染検査 ・ 汚染除去

※ 関係都道府県等から原子力防災資機材の貸与要請があった場合、事業所に保管している原子力防災資機材を支障のない範囲で貸与する。

別表 5 (2) 原子力緊急事態応急対策における

原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	要員	貸与する 主な資機材等	数量	実施する主な業務
1. 原子力規制庁緊急時 対応センター（E R C）	2 名	・携帯電話	1 台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達
2. 上齋原オフサイトセ ンター（プラント班、 広報班等）	5 名	・携帯電話	2 台	・ 上齋原オフサイトセンターに 関する業務 ・ 報道機関への情報提供 ・ 周辺住民に対する広報
3. 上齋原オフサイトセ ンター（環境モニタリ ング、汚染検査、汚染 除去等）	3 名	・ γ線サーベイメー タ	1 台	・ 環境放射線モニタリング ・ スクリーニングの実施 ・ 住民等からの依頼による物品 又は家屋等の放射性物質によ る汚染の測定 ・ 放射性物質による汚染が確認 されたものの除去
		・ 表面汚染密度測定 用サーベイメータ	1 台	
		・ 身体除染キット	1 式	
4. 関係自治体災害対策 本部 （岡山県、鳥取県、 鏡野町、三朝町）	4 名 （各 1 名）	・ 携帯電話 ・ 設備関係資料	4 台 1 式	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達 ・ 技術的事項他の支援
5. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は、別に定める「輸送事故対策規則」による。			
6. 他の原子力事業所で 発生した原子力災害 への協力※	2 名	・ 携帯電話 ・ 防護資機材	1 台 1 式	・ 機構内への情報提供 ・ 汚染検査 ・ 汚染除去

※ 関係都道府県等から原子力防災資機材の貸与要請があった場合、事業所に保管している原子力防災資機材を支障のない範囲で貸与する。

別表 5 (3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	要員	貸与する 主な資機材等	数量	実施する主な業務
1. 原子力規制庁緊急時 対応センター（E R C）	2 名	・携帯電話	1 台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達
2. 上齋原オフサイトセ ンター（プラント班、 広報班等）	5 名	・携帯電話	2 台	・ 上齋原オフサイトセンターに 関する業務 ・ 報道機関への情報提供 ・ 周辺住民に対する広報
3. 上齋原オフサイトセ ンター（環境モニタリ ング、汚染検査、汚染 除去等）	3 名	・ γ 線サーベイメー タ	1 台	・ 環境放射線モニタリング ・ スクリーニングの実施 ・ 住民等からの依頼による物品 又は家屋等の放射性物質に よる汚染の測定 ・ 放射性物質による汚染が確認 されたものの除去
		・ 表面汚染密度測定 用サーベイメータ	1 台	
		・ 身体除染キット	1 式	
4. 関係自治体災害対策 本部 （岡山県、鳥取県、 鏡野町、三朝町）	4 名 （各 1 名）	・ 携帯電話 ・ 設備関係資料	4 台 1 式	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達 ・ 技術的事項他の支援
5. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は、別に定める「輸送事故対策規則」に よる。			
6. 他の原子力事業所で 発生した原子力災害 への協力※	2 名	・ 携帯電話 ・ 防護資機材	1 台 1 式	・ 機構内への情報提供 ・ 汚染検査 ・ 汚染除去

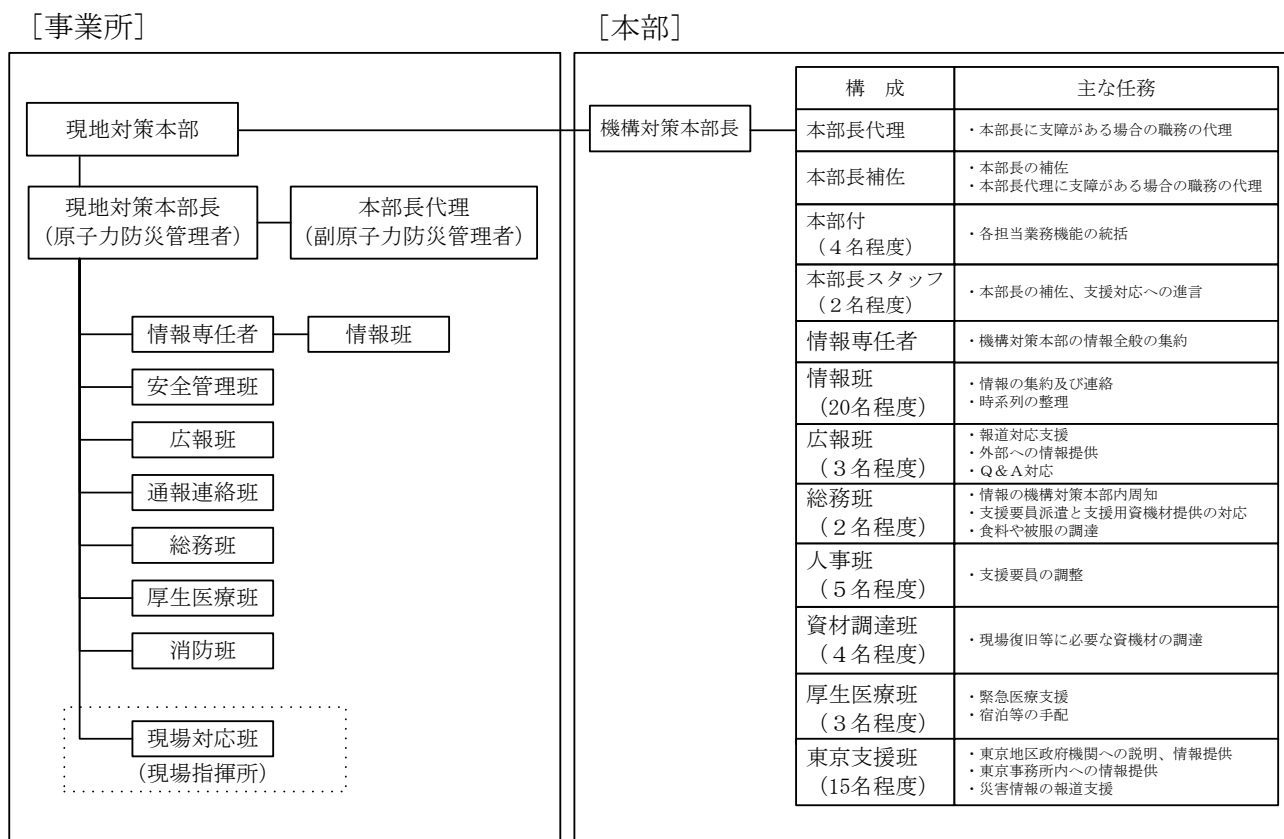
※ 関係都道府県等から原子力防災資機材の貸与要請があった場合、事業所に保管している原子力防災資機材を支障のない範囲で貸与する。

別表6 原子力防災教育の内容

防災教育の種類	教育項目	対象者	頻 度
原子力防災体制及び組織に関する知識	・ 原災法の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 特定事象、原子力緊急事態の基準	情報班、安全管理班、広報班、通報連絡班、総務班、厚生医療班、消防班、現場対応班のうち指名された者	・ 新たに指名された時 ・ 法、計画等に変更が生じた時
事業所が所掌する施設に関する知識	・ 安全管理に関する基本的事項 ・ 施設及び設備に係る事項 ・ 放射線測定設備に係る事項	現場対応班員、安全管理班のうち指名された者	・ 新たに指名された時 ・ その後は1回／3年
放射線防護に関する知識	・ 放射線に関する基礎知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護のための措置	現場対応班員、安全管理班のうち指名された者	・ 新たに指名された時 ・ その後は1回／3年
放射線及び放射性物質の測定機器、測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	・ 測定機器の用途とその目的 ・ 測定機器の取扱と測定方法	現場対応班員、安全管理班のうち指名された者	・ 新たに指名された時 ・ 機器・設備に変更が生じた時

別表7 原子力防災訓練

訓練項目	訓練内容	対象者	頻 度
総合防災訓練	特定事象等を想定し、原子力防災体制を発令して現地対策本部構成員を招集し、活動を行う。	原子力防災要員等	1回／年
通報訓練	連絡責任者を中心とした通報訓練	事業所従業員のうち、管理職等	1回／週



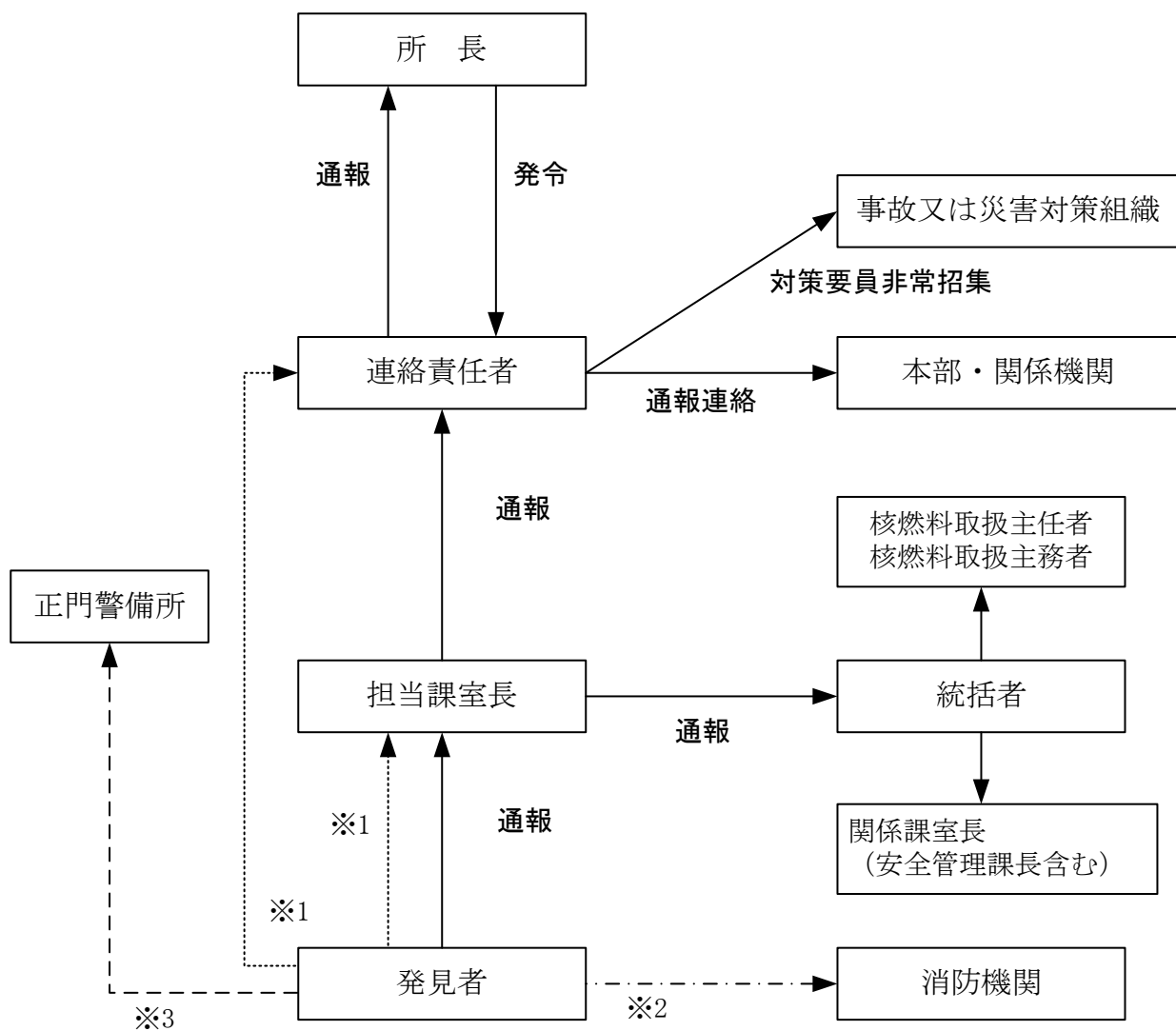
※第1次・第2次原子力防災体制共通

各班の人数は、機構対策本部に配置されるおおよその班員数を記載。

別図1 機構原子力防災組織（発生元が事業所の場合）

組織名称	原子力防災要員の職務	要員
情報専任者 (情報班)	・作業班の作業内容の集約 ・現地対策本部内への情報周知 ・機構対策本部等との情報交換等	3名 以上
安全管理班	・放射線量等の状況確認 ・施設から外部放出された放射エネルギー等の推定 ・周辺監視区域外の一般公衆被ばく量の推定等 ・現場応急対策、復旧時の放射線管理	5名 以上
広報班	・報道機関への発表及び取材対応 ・問い合わせ窓口の開設及び対応 ・地元住民や関係団体への説明と情報提供	5名 以上
通報連絡班	・集約した情報の通報連絡様式の作成 ・機構対策本部等及び関係機関への通報連絡 ・関係機関への状況説明 ・内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、及び自治体の設置する災害対策本部等への連絡及び情報交換	5名 以上
総務班	・見学者や訪問者等の避難誘導と説明 ・事故又は災害情報の事業所内周知 ・事業所内への出入制限、警備強化	5名 以上
厚生医療班	・緊急医療に係る措置 ・救急車の手配	3名 以上
消防班	・初期消火活動等	7名 以上
現場対応班	・現場状況の確認 ・事故又は災害拡大防止及び二次的被害の防止 ・事故又は災害の拡大性の分析 ・事故又は災害処理と現場復旧 ・事故又は災害原因の調査等	20名 以上

別図 2 組織名称と原子力防災要員の職務等



※1 火災発生時や重大な人身事故発生時には、発見者より連絡責任者に直接緊急連絡を行うとともに、通常の通報を行う。

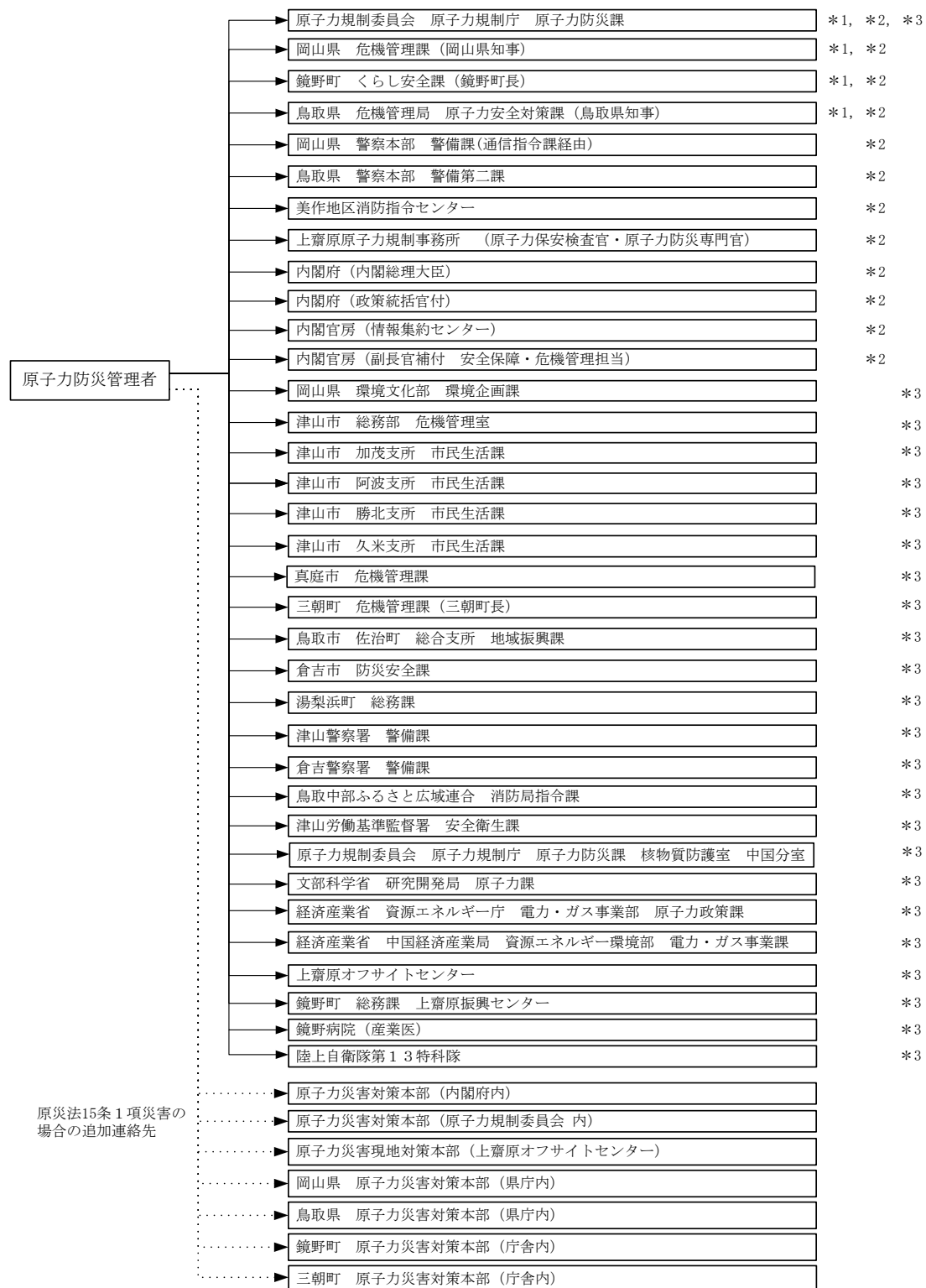
- ・勤務時間内は 内線＃１１５
- ・勤務時間外は 外線０９０－７９７８－６３００

※2 火災発生時には、発見者より消防機関に通報（外線１１９）を行うとともに、※1の通報を行う。

※3 勤務時間外での火災発生時には、発見者より消防機関に通報（外線１１９）※2を行うとともに、正門警備所に通報（内線＃１１５）したうえで、※1の通報を行う。

本体制は、事故又は災害対策組織設置時までとし、設置後は、現地対策本部長の指示により活動する。

別図3 事業所内通報連絡体制



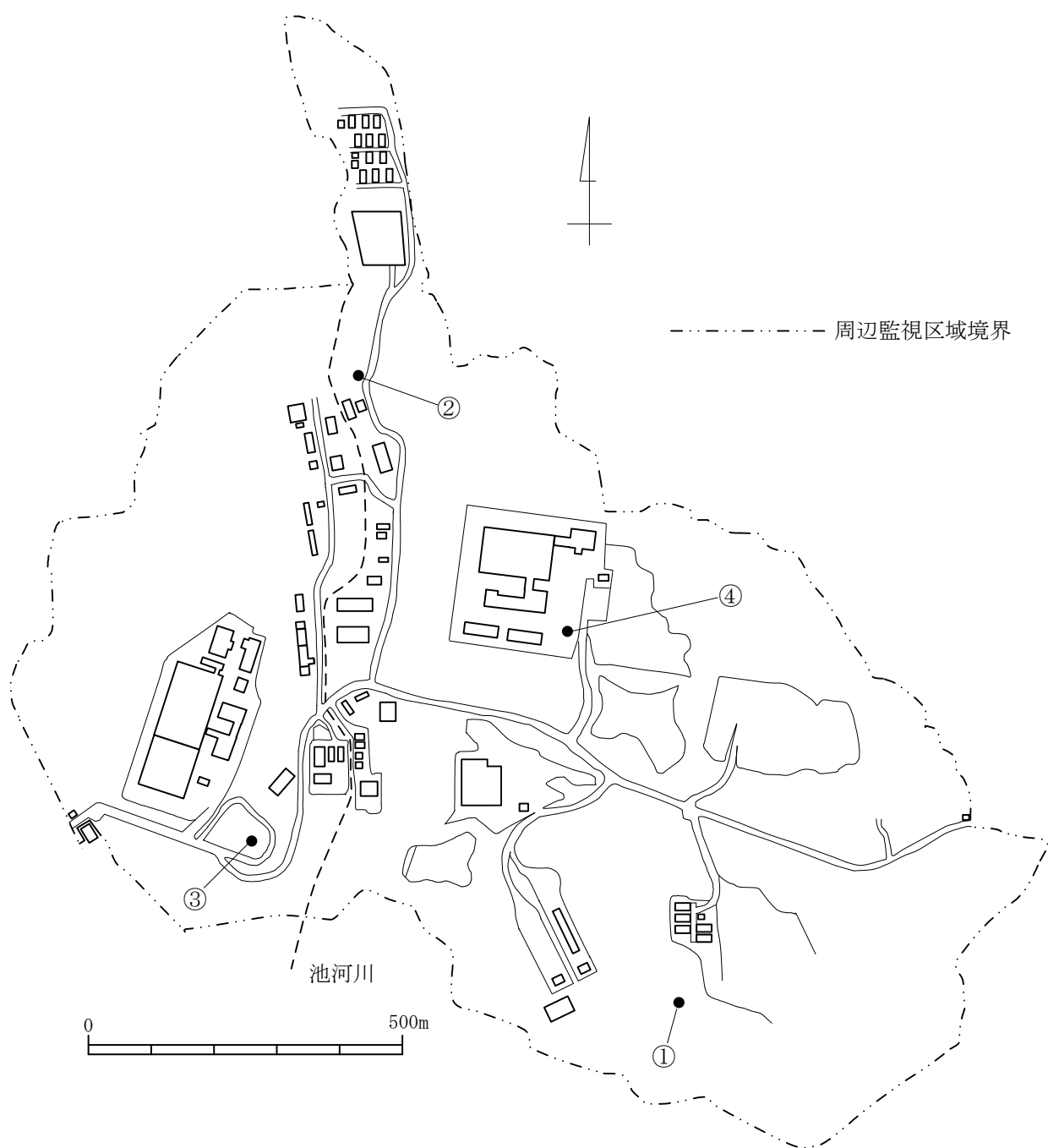
注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請

別図4 関係機関への通報連絡経路



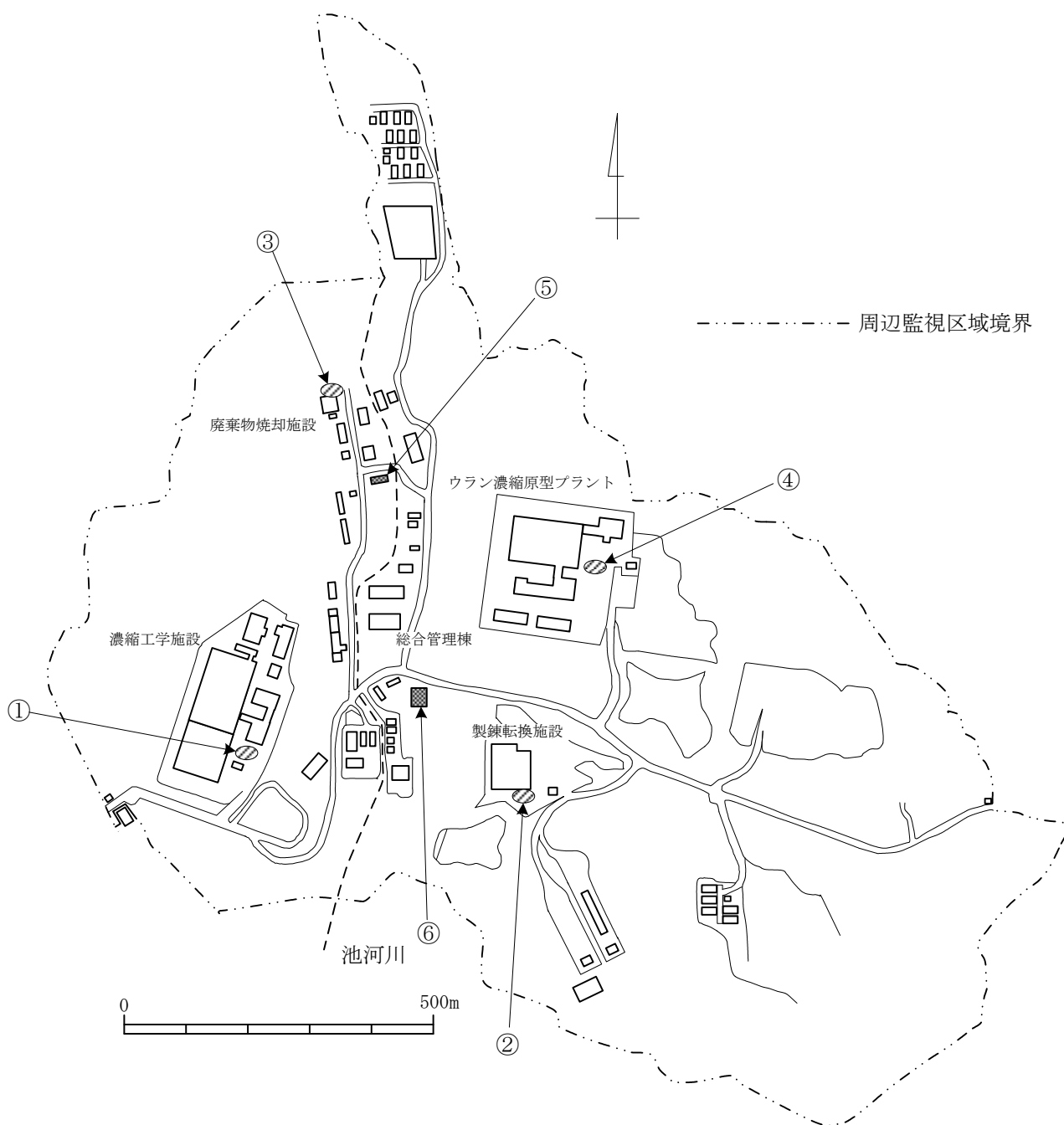
注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請

別図5 関係機関への通報連絡経路 (事業所外運搬時)



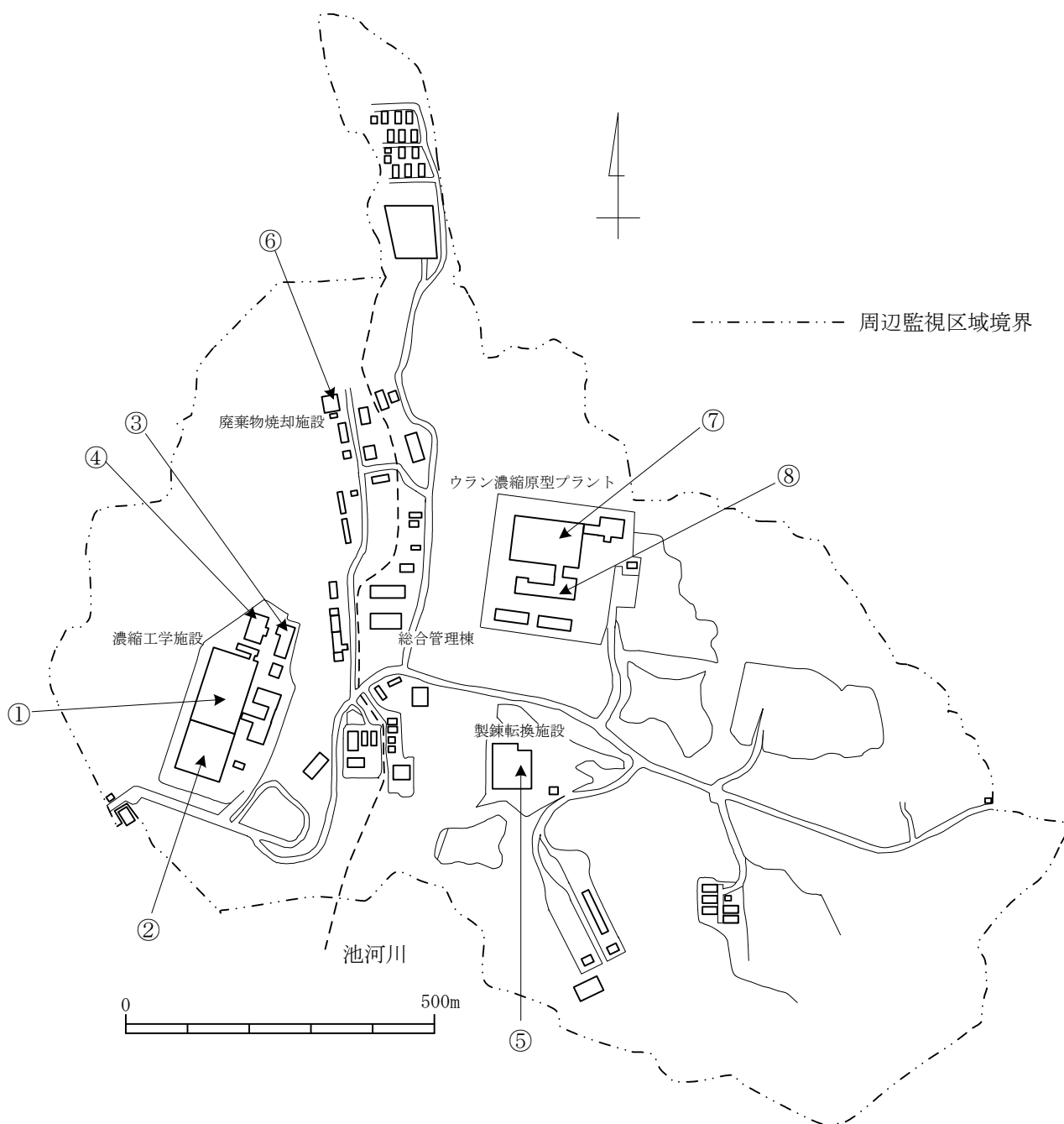
番 号	設 備 名	測定対象	仕様	点検頻度
①	モニタリングステーション	空間線量率	NaI BG~10 μ Gy/h	1回/年
②	モニタリングポスト No. 1	空間線量率	NaI BG~50 μ Gy/h 0.03~100mGy/h	1回/年
③	モニタリングポスト No. 2	空間線量率	NaI BG~50 μ Gy/h 0.03~100mGy/h	1回/年
④	気象観測設備	風向風速(地上10m)	0~90m/s	1回/年
	気象観測設備	微風向微風速(地上17m)	0~20m/s	1回/年

別図6 事業所敷地内の放射線測定設備及び気象観測設備



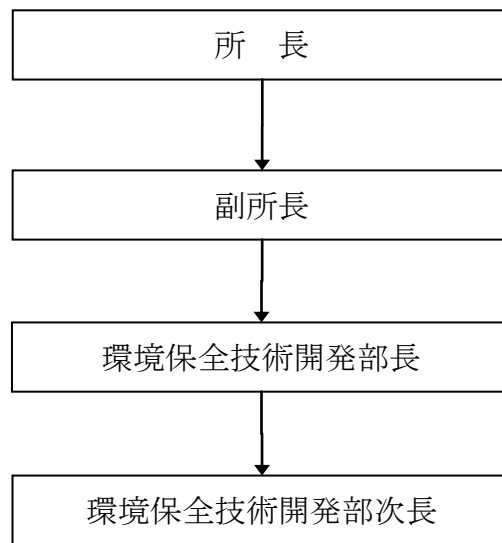
番 号	屋外集合場所	番号	屋内待避場所
①	濃縮工学施設 玄関前	⑤	食堂
②	製錬転換施設 玄関前	⑥	体育館
③	廃棄物焼却施設 トラックヤード		
④	ウラン濃縮原型プラント 玄関前		

別図 7 事業所敷地内の屋外集合場所・屋内退避場所



番 号	室 名	番 号	室 名
①	濃縮工学施設 OP-1 主棟 モニタ室、シャワー室	⑤	製錬転換施設 前室、シャワー室
②	濃縮工学施設 OP-2 主棟 モニタ室、シャワー室	⑥	廃棄物焼却施設 モニタ室、シャワー室
③	濃縮工学施設 第1ウラン貯蔵庫 モニタ室、シャワー室	⑦	ウラン濃縮原型プラント 主棟 モニタ室
④	濃縮工学施設 第2ウラン貯蔵庫 モニタ室、シャワー室	⑧	ウラン濃縮原型プラント 付属棟 モニタ室

別図8 事業所内の応急処置施設



別図 9 原子力防災管理者の代行順位

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿 年 月 日	
届出者 住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9 氏名 独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 (担当者： 所 属：人形峠環境技術センター 電 話：)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた許可、指定又は承認の種別とその年月日	核燃料物質の使用の許可 昭和 4 2 年 1 0 月 2 日 加工の事業の許可 昭和 6 0 年 1 0 月 1 8 日
原子力事業者防災計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	岡山県知事 殿 鏡野町長 殿 鳥取県知事 殿
予定される要旨の公表の方法	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 協議が整っていない場合は、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長　殿	年　　　月　　　日 届出者 住所　茨城県那珂郡東海村村松４番地４９ 氏名　独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 （担当者： 所　属：人形峠環境技術センター 電　話： ）
---------------------------	--

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第８条第４項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原１５５０番地	
業務の種類別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		
広　　　　　　　　　報		
放射線量の測定その他の状況の把握		
原子力災害の発生又は拡大の防止		
施設設備の整備・点検、応急の復旧		
放射性物質による汚染の除去		
医　療　に　関　する　措　置		
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		
原　子　力　事　業　所　内　の　警　備　等		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

備考

- 22

放射線測定設備現況届出書

内閣総理大臣 原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿		年 月 日 届出者 住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9 氏名 独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 (担当者 : 所 属 : 人形峠環境技術センター 電 話 :)	
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所		独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	1 式	
	設置場所	事業所敷地内 (※詳細位置については添付図参照)	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		
	設置場所		
	検出される数値の把握方法		

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

特定事象発生通報（第 報）

（発信時刻 時 分）

内閣総理大臣、原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿 関係自治体・関係機関 御中		年 月 日
第 10 条通報		通報者名 独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 所長（原子力防災管理者） （担当者： 所 属：人形峠環境技術センター 電 話：
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地
特定事象の発生箇所（施設名）		
特 定 事 象 の 発 生 時 刻		年 月 日 時 分（24 時間表示）
発生した特定事象の概要	特 定 事 象 の 種 類	☐ モニタリングポスト放射線量異常 ☐ 通常放出部位からの放射性物質異常放出 ☐ 通常放出部位以外からの放射性物質異常放出 ☐ プラント事象（ ☐ 臨界事故
	想 定 さ れ る 原 因	☐ 調査中 ☐ 特 定（
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報（第 報）

（発信時刻 時 分）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣 都道府県知事、市町村長 殿 関係自治体・関係機関 御中		年 月 日
第 10 条通報		通報者名 独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 所長（原子力防災管理者） （担当者： 所 属：人形峠環境技術センター 電 話：
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地
特 定 事 象 の 発 生 箇 所		
特 定 事 象 の 発 生 時 刻		年 月 日 時 分（24 時間表示）
発生した特定事象の概要	特 定 事 象 の 種 類	☐ 事業所外運搬放射線量異常 ☐ その他（
	想 定 さ れ る 原 因	☐ 調査中 ☐ 特 定（
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

異常事態連絡様式 (第 報)

(発信時刻: 月 日 時 分)

内閣総理大臣、原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿 関係自治体・関係機関 御中		年 月 日 通報者名 独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 所長 (原子力防災管理者) (担当者: 所 属: 人形峠環境技術センター 電 話:)	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降の情報を通報します。			
原子力事業所の名称及び場所		独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地	
特定事象の発生箇所 (施設名)			
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分 (24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	☐ モニタリングポスト放射線量異常 ☐ 通常放出部位からの放射性物質異常放出 ☐ 通常放出部位以外からの放射性物質異常放出 ☐ 事業所外運搬放射線量異常 ☐ プラント事象 () ☐ 臨界事故	原子力緊急事態に該当 ☐ する ☐ しない
	想定される原因	☐ 調査中 ☐ 特 定 ()	
	施設の状況、検出された放射線量・放射性物質の状況		
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者及び汚染者の有無 (確認時刻) 時 分 現在	被ばく者の有無 ☐ 無 ☐ 有: 名 汚染者の有無 ☐ 無 ☐ 有: 名	
	気象情報 (気象観測露場) (確認時刻) 時 分 現在	・天 候: ・風 向: 方位 ・風 速: m/s (m高) ・大気安定度:	
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有:	
	応急措置の状況		

異常事態連絡様式 (第 報)

添付 1

施設の状況 (確認時刻: 月 日 時 分)

事故時の運転状況	
放射性物質の放出状態 (排気筒放出口)	☐ 放出 (連続 ・ 断続) ☐ 停止
放出口以外の放出状態 (放出場所名)	放出場所名: _____ ☐ 放出 (連続 ・ 断続) ☐ 停止
建屋換気機能	☐ 正常 ☐ 異常
閉じ込め機能	☐ 正常 ☐ 異常
外部電源	☐ 受電 ☐ 喪失
非常用発電機	☐ 受電 ☐ 喪失
その他の特記事項	

モニタリング値 (確認時刻: 月 日 時 分)

モニタリング・ポイント (空間線量率)	$\mu\text{Gy/h}$
モニタリング・ポイント (HF)	mg/cm^3
排気筒放射線モニタ (α 線計数率)	c p m (平常 c p m)
排気筒放射線モニタ (β 線計数率)	c p m (平常 c p m)
排気筒モニタ (HF)	p p b (平常 p p b)
その他	

放出状況 (評価時刻: 月 日 時 分)

放出場所 スタック (地上高 m)	
その他 (地上高 m)	
(1) 評価時刻までの放出量	
放出量 核種 総量 (B q)	
HF 計算値 (m g)	
放出継続時間 (h)	
放出開始時刻	
(2) 評価時刻の放出状況	
放出濃度 核種 (B q / c m ³)	
HF 計算値 (m g / c m ³)	
放出率 核種 (B q / s)	
(3) 評価時刻以後の放出 (予測)	
放出推定量 核種 総量 (B q)	
HF (m g)	
放出継続推定時間 (h)	

異常事態連絡様式（第 報）

（発信時刻： 月 日 時 分）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣		年 月 日	
都道府県知事、市町村長 殿			
関係自治体・関係機関 御中		通報者名 独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 所長（原子力防災管理者） （担当者： 所 属：人形峠環境技術センター 電 話： ）	
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降の情報を通報します。			
原子力事業所の名称及び場所		独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地	
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分（24 時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 ☐ する ☐ しない	
	想定される原因	☐ 調査中 ☐ 特 定（ ）	
	施設の状況、検出された放射線量・放射性物質の状況		
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者及び汚染者の有無（確認時刻） 時 分 現在	被ばく者の有無 ☐ 無 ☐ 有： 名 汚染者の有無 ☐ 無 ☐ 有： 名	
	気象情報（気象観測露場）（確認時刻） 時 分 現在	・天 候： ・風 向： 方位 ・風 速： m/s（ m 高） ・大気安定度：	
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有：	
	応急措置の状況		

応急措置の概要報告

(発信時刻： 時 分)

内閣総理大臣、原子力規制委員会
都道府県知事、市町村長 殿
関係自治体・関係機関 御中

年 月 日

通報者名 独立行政法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

第 25 条 報告

所長（原子力防災管理者）

（担当者：

所 属：人形峠環境技術センター

電 話：)

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

1. 事故件名

2. 事故発生日時 年 月 日 () 時 分

3. 応急措置の概要

日 時	主 要 経 緯

4. その他事項：

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

応急措置の概要報告

(発信時刻： 時 分)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣

年 月 日

都道府県知事、市町村長 殿

関係自治体・関係機関 御中

通報者名 独立行政法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

第 25 条 報告

所長（原子力防災管理者）

(担当者：

所 属：人形峠環境技術センター

電 話：)

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

1. 事故件名

2. 事故発生日時 年 月 日 () 時 分

3. 応急措置の概要

日 時	主 要 経 緯

4. その他事項：

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9 氏名 独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 担当 者： 所 属：人形峠環境技術センター 電 話： 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防 災 訓 練 の た め に 想 定 し た 原 子 力 災 害 の 概 要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた 改 善 点	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力災害対策重点区域



「原子力災害対策指針（原子力規制委員会）」の中で、「原子力災害対策重点区域」を定義しており、人形峠環境技術センターは、加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する施設から半径約500mの範囲と廃棄物貯蔵庫から半径約50mの範囲が該当する。

上齋原オフサイトセンター

(参考資料)

原災法に係る対象施設

当該防災業務計画において、人形峠環境技術センターにおける原災法の対象となる施設は、次のとおり。

許認可区分	対 象 施 設
加工施設	ウラン濃縮原型プラント (DOP-1)
使用施設	ウラン濃縮原型プラント (DOP-2)
	濃縮工学施設
	製錬転換施設
	廃棄物処理施設

